

産学官R&Dキャリアブースのご案内

(出展募集要項の詳細情報は、5月上旬までに第37回秋季シンポジウムHPに掲載予定)

日本セラミックス協会
第37回秋季シンポジウム
The 37th Fall Meeting
会場：名古屋大学 東山キャンパス
会期：2024年9月10日（火）～12日（木）
URL:<https://fall37.ceramic.or.jp/>

趣 旨

企業、大学、国研などが学生や他機関の研究者に向けて情報提供を行う場として「産学官R&Dキャリアブース」を設置いたします。学生に向けては製品や事業、研究開発の最新動向や成功事例、キャリアパスに関する情報を紹介することで、学生が進路を考えるきっかけとしてもらい、他機関の研究者に向けては研究内容、技術、製品等のPR、研究成果発表、共同研究提案など、新たな連携や交流親交の場としてもらうことを想定しております。

(注意事項) 本企画は就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議の作成する「卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」を遵守していただきます。

募集期間	2024年5月15日（水）14:00～2024年7月31日（水）14:00																										
申込方法	お申込フォームよりお申込みください。 先着順で申込を締め切ります。 ※お申込みフォームは5月上旬までにご用意いたします。																										
参加募集社数	8社																										
開催日時	配送物到着 2024年9月9日（月）14:00～16:00←ヤマト運輸お届け日時指定厳守 前日準備・搬入 2024年9月9日（月）16:00～17:00 当日準備・搬入 2024年9月10日（火）8:00～ 会期1日目 2024年9月10日（火）9:00～17:00 会期2日目 2024年9月11日（水）9:00～17:00 会期3日目 2024年9月12日（木）9:00～14:00 (注意事項) 本企画は会期中3日間にわたって行われるポスター発表会場の近くに設置されますので、 原則として3日間の展示をお願いしております。																										
会場	名古屋大学 東山キャンパス																										
出展取扱規約	展示会出展取扱規約 2ページ をご確認ください。																										
出展料	<table border="1"><thead><tr><th>特別会員級数</th><th>通常価格（税別）</th><th>第37回秋季シンポジウム （初回特別価格）（税別）</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td>60,000円</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>2級</td><td>80,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>3級</td><td>100,000円</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>4級</td><td>120,000円</td><td>60,000円</td></tr><tr><td>5級</td><td>140,000円</td><td>70,000円</td></tr><tr><td>6級</td><td>160,000円</td><td>80,000円</td></tr><tr><td>非会員</td><td>240,000円</td><td>240,000円</td></tr></tbody></table> ※会員・非会員に関わらず、国研・公設試・大学・社団/財団法人等は 通常価格100,000円（初回特別価格 50,000円 ）（税別）			特別会員級数	通常価格（税別）	第37回秋季シンポジウム （初回特別価格）（税別）	1級	60,000円	30,000円	2級	80,000円	40,000円	3級	100,000円	50,000円	4級	120,000円	60,000円	5級	140,000円	70,000円	6級	160,000円	80,000円	非会員	240,000円	240,000円
特別会員級数	通常価格（税別）	第37回秋季シンポジウム （初回特別価格）（税別）																									
1級	60,000円	30,000円																									
2級	80,000円	40,000円																									
3級	100,000円	50,000円																									
4級	120,000円	60,000円																									
5級	140,000円	70,000円																									
6級	160,000円	80,000円																									
非会員	240,000円	240,000円																									
実施形態	1社1展示ブース（約200cm×200cm程度）を提供いたします。																										
基本設備	主催者側で用意する物品等 1ブースにつき下記のものをご用意の予定です。 なお、会場の設備、設営業者の在庫状況等によりサイズを変更する場合がございますので、あらかじめご承知おきください。 1. 簡易社名表示 A3コピー用紙に貴社名を印刷したものをブースに掲示します。 この表示は、ブースを設営される際に剥がしても構いません。 2. ボード（パネル）（W900×D36(厚み)×H2100 mm）2枚 ※画鋲使用可 3. 机（W1800×D600×H700 mm）1台																										

	<p>4. 椅子 1脚 5. 出展者名札2枚程度</p> <p>貴社でご用意いただく物品等 大変恐れ入りますが、次の物品を使用される場合は、貴社にてご用意くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>1. ノートパソコン 2. プロジェクタ 3. プロジェクタ用スクリーン 4. 接続ケーブル 5. カタログラック 6. テーブルクロス 7. その他貴社ブースにて必要となるもの</p>
お問合せ先	<p>公益社団法人日本セラミックス協会 秋季・年会係 〒169-0073 東京都新宿区百人町2-22-17 E-mail: fall37@ceramic.or.jp Tel:03-3362-5232</p>

公益社団法人日本セラミックス協会 展示会出展取扱規約

2014年11月26日 理事会承認

第1条 (目的)

この規約は、公益社団法人日本セラミックス協会（以下「協会」という）が主催する展示会（以下「本展示会」という）への出展を行う会社・団体など（以下「出展者」という）に対する出展取扱に関する事項を定める。

第2条 (規約の履行)

1. 出展者は、協会から提示された本規約を遵守しなければならない。
2. 協会は、出展者又は展示内容が第4条各号に違背するなど本展示会の開催趣旨に適さないと判断した場合には、協会の判断で出展申込の拒否・出展の取消しをいつでも命じることが出来る。
3. この規約は、本展示会開催に関して定めたあらゆる規約に優先して適用される。

第3条 (責任)

本展示会の出展内容に関する責任は出展者が負う。協会は本展示会の出展内容に対する一切の責任を有しない。出展者は、協会に対し、自己の責任において出展を行い、本展示会来場者から抗議を受けるなどの紛争が生じた場合には、すべて自己の費用と負担で対処するものとする。

第4条 (出展基準)

以下に該当する出展者及び表現・内容を有する展示申請は受理しない。

<出展者>

- (1) 協会ならびに主催・後援・協賛・協力団体の事業において、過去に問題行為が発生した企業・団体
- (2) 協会ならびに主催・後援・協賛・協力団体が、過去に出展を認めないと判断した企業・団体
- (3) 違法行為を行っていることが判明又は疑われる企業・団体
- (4) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て、公租公課滞納処分などを受け、又は破産、特別清算、民事再生、会社更生手続きなどの申立てがあった企業・団体
- (5) 経営が相当悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由のある企業・団体
- (6) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体もしくはその関係者 その他反社会的組織であると判明した企業・団体、又はこれらの反社会的勢力を利用していることが判明した企業・団体
- (7) その他、詳細な調査を必要とすると協会が認めるだけの情報が寄せられた企業・団体

<表現・内容>

- (8) 協会ならびに主催・後援・協賛・協力団体が、過

- 去に出展を認めないと判断したもの
- (9) 法に抵触すると判明又は疑われるもの
 - (10) 責任の所在が不明確なもの
 - (11) 事実でもないのに協会が出展者を支持、又はその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現を含むもの
 - (12) 投機、射幸心を著しくあおる表現を含むもの
 - (13) 公序良俗に反すると合理的に判断される表現あるいはコンテンツを含むもの
 - (14) 非科学的又は迷信に類するもので、ユーザーを迷わせたり、不安を与える恐れがある内容を含むもの
 - (15) 著作権、肖像権、プライバシー等第三者の権利を侵害する恐れのあるもの、及び第三者の名誉・信用を毀損し たり、業務妨害となるおそれがあるもの
 - (16) 詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの
 - (17) その他、協会が不適切と判断したもの

第5条 (出展拒否について)

協会は出展者からの申込受理後であっても、出展者が前条第1号乃至第7号の一にでも該当することが判明した場合、出展の申込を取り消すことができる。

2. 出展者は、協会から前条第8号乃至17号に基づく指摘を受けた場合、速やかに展示表現・内容を是正しなければならない。この場合、協会が定める期間内に当該是正措置が取られない場合は、協会は出展許可を取り消すことができる。
3. 前二項の事由による出展取消で生じた出展者及び第三者の損害については、協会はこれを補償しない。

以上